

○子育てのための施設等利用給付認定を受けるための申請書等の種類

区分	利用施設等	保育の 必要性	手続きに必要な書類
幼稚園等を利用	幼稚園のみを利用		
	幼稚園（新制度）	無	手続き不要
	認定こども園（教育部分）	無	
	幼稚園（未移行） 国立大学付属幼稚園 特別支援学校幼稚部	無	子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第1号）
	幼稚園＋預かり保育事業を利用		
	幼稚園（新制度）	有	・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号） ・保育が必要であることを証明する書類（※）
保育所等を利用	認定こども園（教育部分）	有	
	幼稚園（未移行） 国立大学付属幼稚園 特別支援学校幼稚部	有	
	認可保育所	有	手続き不要
	地域型保育事業所	有	
	認定こども園（保育部分）	有	
	認可外保育施設 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリー・サポート・センター	有	・認可保育所等が入所保留となっており、既に支給認定2号若しくは3号認定を受けている方は手続き不要。 - 上記以外の方、 ・子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書（法第30条の4第2号・第3号） ・保育が必要であることを証明する書類（※） ・保育所等利用申し込み等の不実施に係る理由書

【参考】子ども・子育て支援法第30条の4

認定区分	対象年齢	保育の必要性	市町村民税
第1号	満3歳以上の子ども	無	-
第2号	満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子ども	有	-
第3号	満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子ども	有	非課税

※ 保育が必要であることを証明する書類

下記の該当する項目の書類の提出が必要です（原則として父母の書類）。

※兄弟姉妹がいる場合、弟妹の分は原本をコピーして添付していただくことも可能です。

保護者の状況	提出書類
会社などに勤務している場合（月 60 時間以上の就労）	◎就労証明書
自営業、農業・漁業などの場合	次のいずれかの書類 ◎就労証明書＋民生委員の状況確認報告書 ◎就労証明書＋就労状況申立書 ＋開業届、確定申告書などの 写し 1年以内のものを封筒に入れる
内職の場合	◎雇用されている場合は、就労証明書 ◎自営の場合は、次のいずれかの書類 ○就労証明書＋民生委員の状況確認報告書 ○就労証明書＋就労状況申立書 ＋開業届、確定申告書などの 写し 1年以内のものを封筒に入れる
産前産後の場合	◎母子健康手帳 の 写し （氏名及び出産予定日記載ページ）
長期療養を要する病気、または障がいのある場合	次のいずれかの書類 ○医師の診断書 （保育が困難であることが記載されているもの） ○身体障害者手帳（1～4 級） ○愛護（療育）手帳 ○精神障害者保健福祉手帳（1、2 級） （氏名・等級・交付年月日記載ページ） } などの 写し
病人や障がい者などを看護・介護している場合	次のいずれかの書類 ○医師の診断書 （看護・介護が必要であることが記載されているもの） ○身体障害者手帳（1～4 級） ○愛護（療育）手帳 ○精神障害者保健福祉手帳（1、2 級） ○介護保険被保険者証（要介護 2～5） （氏名・等級・交付年月日記載ページ） } などの 写し
災害復旧活動を行う場合	◎り災証明など の 写し
大学や職業訓練校、専門学校などに通っている場合 （月 60 時間以上の通学） ※趣味の講座、カルチャースクールなどは不可。	◎在学（籍）証明書（受講期間が明記されたもの） ◎月 60 時間以上の受講状況がわかる カリキュラム表など の 写し
その他、市が認める場合	

※ 上記の書類を提出できない場合や、提出されても状況が確認できない場合は、求職活動の扱いとなります。

※ 民生委員の状況確認報告書とは、市担当課または保育所等で配付している「状況確認依頼書」（黄色の用紙・2 枚複写）の 2 枚目（様式 2/依頼者あて）になります。

※ 児童の両親以外の同居者についても、必要に応じて上記書類などを提出していただく場合があります。

※ 就労状況の確認のため、市から職場などに電話確認をすることがあります。